

平成 27 年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
(旧女性研究者研究活動支援事業)

【特色型、連携型】

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 27 年 3 月

1. 審査体制

有識者等によって構成されるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置し、審査を行います。

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブの審査は、事業委員会各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、事業委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができます。

(2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとされた機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

(3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

(4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・事業委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができるものとします。

(5) 選定機関の決定

事業委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において決定します。

3. 審査の観点

<特色型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・設定した目標は組織として掲げたものとなっており、国立大学法人、大学共同利用

機関法人及び独立行政法人については、中期目標の改訂の際に明確に位置づけるものとなっているか。また、当該目標は、部局毎の現状を分析した上で、意欲的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。

②行動計画の妥当性・効率性

- ・各年度の行動計画は具体的なものとなっており、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、中期計画の改訂の際に明確に位置づけるものとなっているか。また、機関を上げた実施体制の下に行うこととされているか。
- ・各年度の行動計画は意欲的かつ達成可能なものとなっているか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。

（２）取組内容の妥当性、期待される成果

①ダイバーシティ研究環境整備のための取組

- ・機関、地域の特色を踏まえた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者が活躍するダイバーシティのある研究環境の整備が期待できるか。

②女性研究者の研究力向上のための取組

- ・女性研究者の研究力強化による研究業績の向上に向けた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上が期待できるか。
- ・研究力の強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。（例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムを受講するなど。）

③女性研究者の上位職への積極登用にに向けた取組

- ・女性研究者の上位職での登用を増やすために、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。（特に女性研究者比率の低い理学・工学・農学系における重点的な取組が提案されているか。）
- ・上記取組を行うことにより、指導的地位（大学においては講師以上）に占める女性研究者の割合の向上が期待できるか。

（３）補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後（7年度目以降）についても、申請機関が自立して、取組の継

続性を確保し得る体制や明確な計画があるか。

<連携型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

①目標の妥当性

- ・代表機関及び共同実施機関が設定した目標は、それぞれの組織として掲げたものとなっており、また、各実施機関のうち、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、中期目標の改訂の際に明確に位置づけるものとなっているか。
- ・当該目標は、各機関・部局毎の現状を分析した上で、効果的かつ達成可能なものとして具体的に定められているか。

②行動計画の妥当性・効率性

- ・代表機関及び共同実施機関の各年度の行動計画は具体的なものとなっており、また、各実施機関のうち、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、中期計画の改訂の際に明確に位置づけるものとなっているか。また、代表機関のリーダーシップのもとに、それぞれの機関を挙げて取り組む体制となっているか。
- ・代表機関及び共同実施機関の各年度の行動計画は、それぞれ効果的かつ達成可能なものとなっているか。
- ・各機関で実施する取組が連携機関を含む他機関へ波及し、相乗効果を生み出すことが期待されるか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。

(2) 取組内容の妥当性、期待される成果

①ダイバーシティ研究環境整備のための取組

- ・代表機関と共同実施機関、地域の特徴を踏まえた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者が活躍するダイバーシティのある研究環境の整備が期待できるか。

②女性研究者の研究力向上のための取組

- ・代表機関と共同実施機関が連携した取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上に向けた、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。

- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上が期待できるか。
- ・研究力の強化に資するため、研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。（例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムを受講するなど。）

③女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組

- ・連携機関が共同して行う女性研究者の上位職への登用に向けた取組により、将来的な上位職への登用の増加が期待できるか。
- ・上記取組を行うことにより、指導的地位（大学においては講師以上）に占める女性研究者の割合の向上が期待できるか。

（２）補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後（７年度目以降）についても、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画があるか。

（３）連携体制

- ・代表機関と共同実施機関のそれぞれの役割が明確になっているか。また、連携体制が十分整っているか。
- ・連携する機関の多様性は確保されているか。

4. その他

（１）審査の開示・非開示

- ・事業委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

（２）委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・ 委員が参加者となっている場合
- ・ 委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・ 委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ 委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・ 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。